平成２３年（フ）第２９６号
茨城県ひたちなか市大字津田2605番地の１
債務者　木村　　剛
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２９７号
茨城県ひたちなか市大字津田2605番地の１
債務者　木村　晶子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３０４号
茨城県水戸市千波町1371番地　信和コーポ106号
債務者　丸井　　修
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１４６号
石川県河北郡津幡町字横浜に37番地１　レジデンスアンジュ103号、従前の住所石川県七尾市石崎町香島１丁目131番地
債務者　西崎　順子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２１１号
石川県かほく市高松レ３番地　岡田方、住民票上の住所石川県かほく市高松ノ32番地１
債務者　羽田夕香里
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６５４号
京都市西京区大枝東新林町３丁目５番地　19棟305号
債務者　髙尾　秋好
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６５５号
京都市西京区大枝東新林町３丁目５番地　19棟305号
債務者　髙尾佐恵子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７２１号
京都市山科区勧修寺東栗栖野町31番地　勧修寺第二市営住宅３棟202号
債務者　米田　真弓
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７７７号
京都府京田辺市河原神谷69番地４棟405
債務者　丸山　千秋
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８２３号
京都市右京区宇多野御池町26番地12
債務者　竹内　順子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８３０号
京都府相楽郡南山城村大字田山小字奥谷52番地１
債務者　岡村加代子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５０６号
広島市安佐南区西原２丁目15番21―201号
債務者　佐々木邦雄
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１２号
広島市西区己斐大迫１丁目12番２号
債務者　宇都宮喜雄
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６１７号
広島市佐伯区五日市中央１丁目５番３―20号
債務者　きもの乃たん呉こと　河村　宏之
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７１５号
広島市西区観音新町３丁目９番32―106号
債務者　嶋崎　智子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５５号
福岡市城南区友丘１丁目17番23号
債務者　大久保謙二
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５６号
福岡市城南区東油山６丁目５番39号
債務者　大久保サヨ子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７６３号
福岡市西区室見が丘１丁目32番９号
債務者　鵜野奈緒美（旧姓楢崎）
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部